

# 山形県空手道連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は、山形県空手道連盟（以下「連盟」という。）と称し、YAMAGATA-KEN KARATEDO FEDERATION(略称YKF)とも表わす。

(事務局)

第2条 連盟事務局を山形県内に置く。

(目 的)

第3条 連盟は、加盟団体の緊密な連携により、本県における空手道の普及発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 空手道の普及、啓発に関する事業
- (2) 各種競技大会の開催運営
- (3) 競技力向上のための選手強化、各種競技大会等への派遣
- (4) 指導者及び審判員育成のための講習会、研修事業の開催
- (5) 加盟団体との連絡調整・情報提供
- (6) その他、前条の目的を達成するため必要と認められる事業

## 第2章 加盟及び脱退

(加盟団体等)

第5条 連盟は、県内において、空手道の活動を行っている団体等をもって構成する。

(加盟、脱退)

第6条 連盟への加盟、脱退は、総会の議決を経なければならない。

(義務負担)

第7条 加盟団体等は、加盟の目的達成に努力するとともに、本規約及び連盟の決定方針を遵守しなければならない。

2 連盟の加盟団体等又はその所属会員が、連盟の名誉を損ない又は統制に服さない場合は、審議委員会の議決を経て、必要な処分を行うものとする。

## 第3章 役 員

(役 員)

第8条 連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 (若干名)
- (3) 常任相談役 (若干名)
- (4) 理事長
- (5) 副理事長 (若干名)
- (6) 常任理事
- (7) 事務局長
- (8) 理事
- (9) 監事 (2名)

(会長、副会長)

第9条 会長、副会長は総会で決定する。

2 会長は、連盟を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

(常任相談役)

第10条 常任相談役は、会長の推せんにより総会で決定する。

2 常任相談役は、連盟の重要事項について会長の諮問に応じ、また、総会に出席して意見を述べる  
ことができる。

(理事長、副理事長)

第11条 理事長、副理事長は理事の互選により総会で決定する。

2 理事長は、会長、副会長を補佐し、会長・副会長に事故あるときは、これを代理する。

3 理事長は、総会を主掌し、日常業務を統括する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代理する。

(常任理事)

第12条 常任理事は、別に定める基準により総会で決定する。

2 常任理事は、理事長、副理事長を補佐し、常務を執行するほか、総会開催のいとまのない緊急  
項を審議決定する。

(事務局長)

第13条 事務局長は、理事の互選により総会で決定する。

2 事務局長は、理事長を補佐し、業務を執行する。

3 事務局次長は、事務局長が指名する。

(理事)

第14条 理事は、加盟団体代表者1名及び会長推せん者並びに別に定める者を総会で決定する。

(監事)

第15条 監事は、総会で決定する。

2 監事は、民法第59条に規定する業務を行う。

3 監事は、総会に出席して意見を述べるができる。

(任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 中途就任した者の任期は、次期改選期までとする。

(解任)

第17条 役員は、次の各号の一に該当するときは、審議委員会の議決を経て解任することができる。

(1) 連盟の名誉を損なう行為があったと認められるとき。

(2) 職務上の義無違反その他役員としてふさわしくない行為等があったと認められるとき。

#### 第4章 名誉会長、顧問

(名誉会長、顧問)

第18条 連盟に名誉会長、顧問を置くことができる。

2 名誉会長、顧問は、総会において選出し、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問は、総会に出席し意見を述べることができる。

#### 第5章 事業本部

(事業本部)

第19条 本規約第4条に定める事業を遂行するため事業本部を設ける。

- 2 事業本部に普及本部、競技本部、強化本部、資格審査本部、及び高体連専門部の各専門部を置く。
- 3 専門部の職務、組織その他必要な事項については、総会の議決を経て別に定める。
- 4 事業本部に競技、審判、指導技術に関する研究、情報収集提供を担当する研究・諮問機関として技術委員会を設ける。

## 第6章 会 議

(総 会)

第20条 総会は、毎年度当初会長が召集し、議長をつとめる。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、役員<sup>3</sup>の3分の1以上から要請があったときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、この規約に掲げるもののほか、次の事項を審議する。
    - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
    - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
    - (3) 連盟の運営又は業務に関する事項で、会長が特に必要と認めた事項
- (定足数及び議決)

第21条 総会は、原則として役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の3分の2以上の出席をもって開催する。

- 2 会議の議事は、別に定めるものを除き、出席役員<sup>3</sup>の過半数をもって決する。ただし、県連運営の重要な事項等加盟団体個々の意思を問う必要がある場合については、加盟団体1名の代表者を選出して表決を行う。
  - 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 やむを得ない理由により総会に出席できない役員は、予め通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。この場合、第2項但し書きを除き、当該役員は出席したものとみなす。
  - 5 第1項の定足数算定にあたり、出欠の意思表示なきものは、定足数算定の基礎から除外する。
- (審議委員会)

第22条 審議委員会は必要のつど会長が召集し、委員長をつとめる。

- 2 審議委員会は、会長、副会長、常任相談役、理事長、副理事長、事務局長、関係常任理事で構成し、次の事項を審議・決定する。
  - (1) 県連運営の重要施策等の検討
  - (2) 役員、加盟団体等の資格得喪の審議・決定
  - (3) 審議委員会の審議の必要上、関係理事等の出席を求めることができる。
  - (4) 審議の結果については、総会に報告する。

(議 事 録)

第23条 会議の経過については、議事録を作成しなければならない。

## 第7章 会 計

(資 金)

第24条 連盟の運営資金は、連盟加入金、登録料、並びに役員等負担金を主たる財源とする。

- 2 連盟に新たに加入する団体は、10,000円の加入金を納付しなければならない。
  - (1) 登録料（年間）

ア 団 体	15,000 円	
イ 高体連	20,000 円	
ウ 中空連	15,000 円	
エ いずれの団体にも属しない者	5,000 円	
  - (2) 役員等負担金（年間）

ア	名誉会長	20,000 円
イ	顧問	20,000 円
ウ	会長	20,000 円
エ	副会長	20,000 円
オ	常任相談役	10,000 円
カ	理事長	10,000 円
キ	副理事長	8,000 円
ク	その他の役員	5,000 円

4 前項のほか、資産に伴う収入、事業に伴う収入、寄付金品、その他連盟における収入は、連盟設立の目的に従って運用するものとする。ただし、寄付金品のうち、寄付者がその用途を指定したのものについては、その指定したところにより運用する。

5 1年間何らの理由なく登録料等納入なきときは、審議委員会の議を経て除名とする。

(保管)

第25条 連盟の資金は、会長が管理し、現金は確実なる金融機関に預金して保管する。

2 備品等の動産については、備品台帳を整備して管理する。

(予算)

第26条 連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年初め理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第27条 連盟の決算は、毎年終了後作成し事業報告書、財産目録とともに監事の意見書をつけて総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第8章 雑 則

(規約の改正)

第29条 この規約は、総会において役員のおよそ4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(施行規則)

第30条 この規約の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和41年11月13日より施行する。

2 昭和43年4月10日一部改正

3 昭和44年3月23日一部改正

4 昭和47年4月1日一部改正

5 昭和57年2月21日一部改正

6 昭和58年2月 日一部改正

7 平成5年2月21日一部改正

8 平成7年2月 5日全部改正

9 平成15年2月11日一部改正

10 平成24年2月 5日一部改正

11 平成30年2月4日一部改正

沿 革

1 山形県空手道協会設立 昭和40年11月12日

2 山形県空手道連盟改称 昭和45年 4月 1日